

第3章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容

事業計画の策定にあたり、環境保全の見地から事前に配慮した内容は、次に示すとおりである。

3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

表 3-1-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

環 境 配 慮 事 項			内 容
生活環境の保全	日照障害・電波障害等	日照障害及び電波障害等の防止	・新建築物の高層部をセットバックさせることにより、ビル風の緩和に配慮した計画とする。
快適環境の保全と創造	水循環	水循環の保全	・敷地内の積極的な緑化等を進め、雨水の地下浸透機能や保水機能に考慮した土地利用とする。
環境負荷の低減	自動車交通	適切な交通アクセスの確保	・交通至便な地であることを考慮し、駅等の公共交通機関から新建築物への適切なアクセスが確保できる配置とする。

3-2 建設作業時を想定した配慮

表 3-2-1(1) 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項			内容
自然環境の 保全	地下水・地盤・地形・地質・水環境	地形等の改変による影響の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・地下工事において、止水性、曲げ剛性の高い山留め壁を構築することにより、周辺地下水位の低下と地盤の変形を抑制する。 ・新建築物の建設における工事過程において、荷重の変動を極力抑えるよう配慮することにより、地盤の変形を抑制する。 ・地下水の汲み上げ量を少なくする工法を採用する。 ・地下部の面積を小さくし、西側敷地境界からの離隔を大きくすることで、地形の改変量を小さくするとともに、地盤変位の影響を低減する。
生活環境の 保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い（高さ：3m）を設置する。 ・建設機械の使用に際しては、工事期間を通して、原則として低騒音・低振動型を使用する。また、可能な限り最新の排出ガス対策型機械を使用する。 ・地上工事については、早い段階において外周壁面の施工を行うことにより、周辺への防音、防じん措置を行う。 ・特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動に関する基準を遵守する。また、その他の作業についても、特定建設作業に係る騒音及び振動の規制に関する基準値を遵守する。 ・排水の発生の低減に努めるとともに、発生した排水は適切に水質処理を行った後、放流する。 ・全体工事期間を短縮させ、工事による影響が生じる期間を短くする。
		工事関係車両の走行による公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 ・特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルート分散化を図る。 ・工事関係車両の運転者に対し、適正な走行、アイドリングストップの遵守を指導、徹底する。

注) 網掛けは、計画段階環境配慮書から追記または変更した部分を示す。

表 3-2-1(2) 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項			内容
生活環境の 保全	安全性	工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両が事業予定地周辺を走行する際、歩行者等に対する交通安全の確保に留意した工事計画を立てる。 ・工事関係車両の運転者に対し、走行ルートを守らせ、適正な走行の遵守を指導、徹底する。 ・事業予定地周辺の各小・中学校の指定通学路に配慮する。
環境負荷の 低減	自動車交通	工事関係車両による交通渋滞の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。 ・特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルートの分散化を図る。
	廃棄物等	建設廃棄物の発生抑制及び循環利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴い発生する廃棄物について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、建設廃材の分別回収、再資源化、減量化を行う。 ・必要に応じて SMW 工法等を採用することにより、掘削土の搬出处分量を低減する。 ・仕上げ材、設備機器等の搬入は、ユニット化、パッケージ化の推進により、梱包材の発生を削減する。
		建設残土の搬出・処分等に伴う影響の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」及び「建設廃棄物処理適正マニュアル」に従って適正に処理するとともに、マニフェストによる管理を徹底する。
地球環境	地球環境問題に対する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新建築物に使用する建設材料は、建設材料を製造する際に二酸化炭素の排出量が少ないものを選定する計画とする。 ・型枠木材の転用計画を立てるとともに、熱帯雨林の伐採を伴わない鋼製型枠、特殊金網、樹脂製型枠等を積極的に使用する。 	

3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

表 3-3-1(1) 施設の存在・供用時を想定した配慮

環境配慮事項		内 容	
生活環境の 保全	環境汚染	公害の防止及び有害物質による環境汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の一時的な保管場所として、隔離された場所に保管スペースを設ける。 ・臭気を発生させるごみ置き場の排気系統には、必要に応じて脱臭装置を設けることにより、建物外部への臭気漏洩防止に努める。
	日照障害・電波障害等	日照障害及び電波障害等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・日照障害について、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設等と適切な時期に協議を実施する。 ・過度に光を反射する素材を使用しないよう検討するなど、反射光への環境配慮に努める。 ・風害について、高層棟の低層に基壇部を設けることにより、地上付近への吹き降ろしの影響を低減する。 ・風害について、事業予定地内の植栽等により、周辺地域の風環境に及ぼす影響の低減を図る。 ・地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生した受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV への加入など適切な措置を実施する。
	安全性	交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地内への自動車の出入りについては、周辺の交通事情に十分配慮した出入口の設置、運用管理を行う。
	自然災害	自然災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。 ・新建築物については、国土交通省で定められた長周期地震動を設計波とした構造計画とする。 ・大雨発生時における内水氾濫に備えた駐車場計画とする。
快適環境の 保全と創造	緑地・景観	施設の緑化及び良好な都市景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑のまちづくり条例」に基づき、樹木の植栽等により緑化を図る。 ・新建築物の周囲に歩行者のための空地を確保することにより、圧迫感を緩和するように配慮する。 ・ビル壁面をセットバックさせることにより、圧迫感の緩和に努める。
	水循環	水循環の保全及び再生	<ul style="list-style-type: none"> ・保水性舗装の採用等により雨水の地下浸透を促進し、地下水の涵養の促進に配慮する。
	熱環境	ヒートアイランド現象の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・人工排熱の抑制に努める。

注) 網掛けは、計画段階環境配慮書から追記または変更した部分を示す。

表 3-3-1(2) 施設の存在・供用時を想定した配慮

環境配慮事項		内 容	
環境負荷の低減	自動車交通	交通渋滞の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・新建築物関連車両が事業予定地外で停滞することがないように、車両の動線・待機スペースの適切な確保に努める。
		公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・既存地下街と連結させることにより、公共交通機関とのより快適なアクセスを図る。 ・店舗利用者には、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかける。
	廃棄物	廃棄物の発生抑制及び循環利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を遵守する。 ・事業系廃棄物については、資源化利用が容易な分別回収場所を設け、分別回収を徹底することにより、廃棄物の減量化及び資源のリサイクル促進に配慮する。
		廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、事業系廃棄物については、名古屋市長の許可した一般廃棄物処理業者に委託して運搬、処理を行う。なお、家庭系廃棄物については、名古屋市が運搬、処理を行う。 ・一時的な保管場所として貯留できるスペースを設けるよう検討するとともに、生ごみを含む家庭ごみについても、腐敗を防ぐための対応を検討する。
	地球環境	エネルギーの効率的な利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築物環境配慮指針」に基づき、①エネルギー使用の合理化、②資源の適正な利用、③敷地外環境の保全に努める。 ・高効率照明等の省エネルギーシステムの利用促進に努め、エネルギー消費の削減を図る。
		再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然採光の利用促進に努める。
温室効果ガス等の排出抑制		<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策指針」に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に努める。 ・「緑のまちづくり条例」に基づき、樹木の植栽等により緑化を図る。 	